

学校選択の流れとスケジュール

※ 9～10ページのフローチャート（流れ図）もあわせてご覧ください。

8月下旬

「学校選択制希望調査票」発送〈対象者全員に送付します〉

9月～10月

学校選択

学校案内や各中学校のホームページをご覧ください、特に通学区域外の学校を選択するにあたっては、各中学校で開催される学校見学等に参加するなどして、学校を選択してください。

学校見学等については、8ページをご覧ください。また、参加される場合は、あらかじめ学校へご連絡いただき、32ページの「令和7年度新入生用都島区 学校見学証」に住所・氏名を記入し、切り取ってお持ちください。

10月31日

「学校選択制希望調査票」提出期限

「学校選択制希望調査票」については、同封の返信用封筒で、都島区役所窓口サービス課（住民情報）あて、提出期限までに必ず全員ご返送ください。

学校選択制によって通学区域（住所地）外の小学校に就学し、その接続中学校へ進学を希望する場合も必ず提出が必要です。

提出されなかった場合は、お住まいの通学区域の中学校が進学指定校となりますのでご注意ください。

提出期限 **【郵送】令和6年10月31日（木） 必着**

提出先 〒534-8501 大阪市都島区中野町2-16-20
都島区役所 窓口サービス課（住民情報） 1階1番窓口

※締切を過ぎた場合は、「学校選択制希望調査票」は受付できません。
通学区域の学校を選択したものとみなします。希望校を変更する場合は、希望変更受付期間内（11月15日～21日）にお手続きください。

11月11日
～12日

第1回希望調査結果発送〈対象者全員に送付します〉

11月14日

第1回希望調査結果公表

第1回希望調査結果については、都島区のホームページでお知らせします。

11月15日
~21日

希望変更受付期間

「学校選択制希望調査票」提出後 1回に限り、希望校を変更することができます。

希望変更の受付は、都島区役所 1 階 1 番窓口・窓口サービス課（住民情報）までお越しください。

ただし、希望変更受付期間後は、希望校を変更することはできません。

※抽選により当選した場合も、通学区域の学校へは戻ることができませんので、よく考えてお手続きください。

11月27日
~29日

抽選通知発送〈通学区域外の学校を選択された方全員に送付します〉

希望者が受入可能人数を超えた場合、通学区域外の希望者については抽選を行います。抽選は公開とし、日時・場所は該当者にお知らせします。

12月2日

第2回希望調査結果公表

第2回希望調査結果については、都島区のホームページでお知らせします。

12月9日

公開抽選

公開抽選により入学者を決定しますが、落選した方で第2希望のない方等については、第1希望校の「補欠」とします。後日、転出等で辞退者が出た場合、「補欠」の中から繰り上げて希望校に入学できる場合もありますので、あらかじめその順番も決めておきます。

公開抽選の結果については、都島区のホームページでお知らせします。

〈抽選について〉

1. 第1希望校の希望者が、受入可能人数 以内の場合
→抽選なし、第1希望校に入学
2. 第1希望校の希望者が、受入可能人数を 超える場合
→抽選あり
 - (1)抽選に 当選した方→第1希望校に入学
 - (2)抽選に 落選した方
 - ア 第2希望が ない場合
→第1希望校の補欠へ
 - イ 第2希望が あるが、第2希望校での 募集がない場合
→第1希望校の補欠へ

- ウ 第2希望があり、第2希望校での募集がある場合
(ア)第2希望校の希望者が、受入可能人数以内の場合
→第2希望校に入学
(イ)第2希望校の希望者が、受入可能人数を超える場合
→抽選あり
- ・抽選に当選した方
→第2希望校に入学
 - ・抽選に落選した方
→第1希望校の補欠へ

12月下旬

就学通知書発送〈対象者全員に送付します〉

就学通知に表示される学校は次のとおりです。

- ・通学区域の学校を希望した方 ……………「通学区域の学校」
- ・抽選の結果、第1希望に当選した方 ……………「第1希望の学校」
- ・抽選の結果、第2希望に当選した方 ……………「第2希望の学校」
- ・「学校選択制希望調査票」を提出していない方
……………「通学区域の学校」
- ・通学区域外の学校を希望し、抽選の結果、「補欠」となった方
……………「通学区域の学校」

※ただし、補欠の繰上当選が決定した場合は、「通学区域の学校」の就学通知を回収し、「第1希望の学校」の就学通知を交付します。

2月14日

辞退の受付期限

〈国立・私立学校への入学が決定した方〉

大阪市立中学校へ入学せず、国立・私立中学校へ入学される方は、実際に入学する中学校から「**入学許可証**」を発行してもらい、「入学許可証」(原本)と**本人確認書類**をお持ちのうえ、都島区役所1階1番窓口、窓口サービス課(住民情報)で、指定学校外就学の手続きをしてください。

「入学許可証」の発行が2月以降になった場合でも、随時受け付けますが、抽選の結果「補欠」となり、繰上を待っている方もおられますので、すみやかな提出にご協力ください。

※特段の理由なく、就学通知書発送後の「辞退届」による学校の変更はできません。

補欠登録繰上終了

2月14日(金)の時点で繰上がなかった場合には、就学指定された通学区域の学校に入学することになります。